

平成29年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(9日目)

平成29年9月12日(火)

午前10時15分開議

1 議事日程

- 第 1 議案第43号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第44号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第45号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 4 議案第46号 永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第47号 こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継について
- 第 6 議案第48号 町道の認定について
- 第 7 陳情第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第43号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第44号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第45号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 4 議案第46号 永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第47号 こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継について
- 第 6 議案第48号 町道の認定について
- 第 7 陳情第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 追加日程第 1 発議第 1号  
地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

3 出席議員(16名)

- 1 番 上 坂 久 則 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 長谷川 治 人 君
- 4 番 朝 井 征一郎 君
- 6 番 江 守 勲 君
- 7 番 小 畑 傳 君
- 8 番 上 田 誠 君
- 9 番 金 元 直 栄 君
- 1 0 番 樂 間 薫 君
- 1 1 番 川 崎 直 文 君
- 1 2 番 伊 藤 博 夫 君
- 1 3 番 奥 野 正 司 君
- 1 4 番 中 村 勘太郎 君
- 1 5 番 川 治 孝 行 君
- 1 6 番 長 岡 千惠子 君
- 1 8 番 齋 藤 則 男 君

4 欠席議員（1名）

- 1 7 番 多 田 憲 治 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河 合 永 充 君
- 副 町 長 平 野 信 二 君
- 教 育 長 宮 崎 義 幸 君
- 消 防 長 朝 日 光 彦 君
- 総 務 課 長 小 林 良 一 君
- 財 政 課 長 補 佐 宇 随 治 君
- 総 合 政 策 課 長 平 林 竜 一 君
- 会 計 課 長 酒 井 宏 明 君
- 税 務 課 長 歸 山 英 孝 君
- 住 民 生 活 課 長 佐々木 利 夫 君
- 福 祉 保 健 課 長 木 村 勇 樹 君

子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	清 水 和 仁 君
建 設 課 長	多 田 和 憲 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
永 平 寺 支 所 長	坂 下 和 夫 君
上 志 比 支 所 長	酒 井 健 司 君
学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	山 田 孝 明 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書 記	源 野 陽 一 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時15分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに9日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。御協力のほどをよろしくお願いをいたします。

～日程第1 議案第43号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、議案第43号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第43号を議題とします。

これより第3審議を行います。

その前に、休会中に理事者より、消防設備の補助率について、こしの国ケーブルテレビの負担金についての発言の申し出がありましたので、これを許可します。

河合町長。

○町長（河合永充君） まず、消防ポンプの件について、早速、消防長が近隣市町の状況を調査してくれました。

その中で、永平寺町は、消防ポンプ、ほかの機器も合わせて上限30万円で2分の1です。近隣の市町を見ますと、3分の1補助というのもありますし、3分の2補助というのもあります。3分の2を補助している市町が4つあるわけなんです。上限は10万円であったり上限がないとか、そういった市町もごさいます。

こういった中で、今、永平寺町としましても、上限30万円で2分の1が使いやすいのか使いにくいのか、そしてほかも、例えば小型ポンプも一緒に2分の1

で30万円上限というふうになっております。こういうものを細分化して、例えば消耗品であったら、ほかの市町と合わせ使いやすくできないかとかというのを来年度に向けて検討をしていきたいと思っております。

今、まだ資料、いろいろな方面、また消防だけではなしに財政課等、また総務課の生活安全室、そういったところと協議しまして、今いろいろな補助がありますが、それ全てをもう一度、使いやすいようにといたしますか、住民の皆さんは何が一番必要でという観点から一度、来年の当初に向けて検討してまいりたいと思っております。

そういったことをご理解をよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、ケーブルテレビにつきましては総合政策課からちょっと答弁をさせていただきます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） ケーブルテレビの事業負担金につきましては、当初、もともと施設改良のために建設事業債を計画しました。その建設事業債の元金償還額につきましては、平成19年度から計画的に償還計画に基づきまして償還しているわけですけれども、最終年度に当たります平成30年度の償還額につきまして、こしの国広域事務組合が解散することに伴いまして、最終年度の30年度分を前倒ししまして精算するというところで、今回、補正として上げさせていただいているところです。

以上、説明とさせていただきます。

済みません。当初計画によります平成26年度以降につきましては、当初の元金総額約7億8,000万から既に支払いされている分、約2億6,000万を差し引いた残りの5億2,000万につきましては、平成26年度から約9,800万ずつ償還をしている中で、最終年度の分につきまして1億3,078万9,000円の分を今回前倒しさせていただくということで補正させていただきました。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩いたします。

（午前10時20分 休憩）

---

（午前10時39分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 補正予算の約1億3,000万につきましては、当初、建設事業債の元金償還金につきまして当初の計画どおり進めていく予定でしたが、その当時の財政状況あるいは大型の建設事業等の関連もございまして償還の年数を引き延ばしたというようなことで、結果的に平成30年度支払い分を、今回のこしの国広域事務組合の解散に伴いまして精算をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ただいまの発言について、質疑がある方は質疑をお願いいたします。

最初に、こしの国ケーブルテレビからお願いをいたします。

金元議員。

○9番（金元直栄君） 今答弁聞きました。これまでもいろいろ経過を聞いているわけですが、ただ、他会計の事務組合の会計のことですが、基本的にその設備投資を行った償却期間内に償還が済むような会計状況をやっぱり保っていくことは、いわゆる事務組合の改善、健全化のためには非常に大事なことやと思うんです。そういう意味での行政の指導責任というのも大事やと思うんですね。

今回、それを町長になって、それまでのいわゆるないがしろにされていた償還を一気にここ3年ほどで毎年1億円ずつ償還してきたと、そういう取り組みについては、僕は今までのことをきちっと解消しようという努力であって、そういう意味では大事やと思うんですが、これをやっていくとやっぱりうちの公債費比率の問題が生じてくることがあると思うんですね。その辺で行政としてどうお考えになっているのかだけ、これは町長に聞きたいと思うんです。

これをまず終わるんですか。

○議長（齋藤則男君） この件だけ。

河合町長。

○町長（河合永充君） 金元議員のご質問にお答えします。

まず、その最初、こういった返済計画だったりそういったのはそれに準じてしっかりとやっていくのが普通だと思いますし、またその中でいろいろな財政の件とかそういった中では、やはり議会にも一言説明して、その年度だけとかそういうふうにやるべきだっただろうと思います。ただ、これにつきましては、法律に触れてるとかそういったのではなくて、手法の一つとして当時行われたのかなというふう到现在感じております。

ただ、先日の議会でも財政課長が答えましたとおり、やはりこういったことはその数値、今回も決算でいろいろな指標を出させていただいておりますが、その指標というのはやはり現実の、今の永平寺町の状態を示す数値ですので、その数値、例えば悪化というか上がってく場合は、なぜこういうふうになったか、今後こういうふうになるか、これからこういうふうなのがありますというのは、しっかり現実を受けとめるための数値であると思いますので、こういったことはしっかりとやって、その信用性のある数値となるようにやっていきたいと思います。

ただ、もう一度申し上げますが、当時のこの手法については、これについては手法であって、そういうふうないろいろな観点からそういうふうにしたのかなとも思いますが、今のこの体制ではそういったことはなく、もし何かあるのであれば議会にしっかりと関係課に相談させて対処方法を考えていく、そういうふうを考えております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

なければ、続いて、消防活動補助についての発言についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

金元議員。

○9番（金元直栄君） これも消防のホースの問題ですが、今回わかったのは、ある地域でかなりの数のある中で17本中10本が破裂していたという状況が山王地区で見つかりました。最近自主防災組織もあって消防訓練なんかやるんですが、私の反省点を見てもみますと、大体使うホースは決まってるんですね。消防の。それを、これ10年耐用年数があるんかどうかはわからんですが、例えば毎年1割とか1割5分を定期的に全町で点検していくというようなことをやりながら、一気にやっぱりその問題のあるホースとかそういうなのを見つける。その改修もあわせてやるというようなことで、ぜひ町も、それは事業としてやるんで自主防災組織の力をやっぱり一定水準に確保する意味でもそういう事業と一緒にぜひ支援率を、町長は全般的に見直したいということですから、そういうことも含めてやっていただくと僕は単にこの問題、うちの、火事の多い地域だけでなしにほかの地域でも見つかったことですから、ぜひ全町でそういう検証を進める事業に進めてほしいと思ってるんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、永平寺町の現状ですが、ヘルメットとか8割補助のは別としまして、今、これ上限が、限度額が30万円で2分の1となっております。こ

の限度額につきましては福井県内でも2番目にいい状況なんです、補助率につきましては、2分の1とか3分の1とか3分の2とかいろいろその市町によってあります。

いろいろ今回課題をいただきまして、消防長もいろいろ調べてくれた中で、例えばホース、耐用年数が6年から8年で、8年を超えたものについてはどうするかとか、ちょっと細かいこと、8年を超えてないものについてはどうするかとか、また一気にかえるのがいいのかもしれませんが、少しずつかえていただくことによって、ホースの点検をすることによって防災意識が高まるとか、いろいろな観点から、ざくっと今なってるのをもうちょっと詳細化していきたいと思います。

ただ、決して今のこの2分の1、30万円がよそのまちから劣っているかというところもありません、いろいろな観点から前向きに、今からいろいろな角度で調査して来年度に向けて進めていきたいと思っています。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○9番（金元直栄君） うちも何年か一遍ぐらいつ火事があるということで、ホースの点検にもつながってるというのは一般質問でしたことありますが、現実的に17本中10本のそのホースがどこかで支障を来している、破裂したりしてる、穴あいてるといのは、これはどう見ても異常ですね。これでは本番のときにはとても対応し切れない場合もあると。そのことを考えると、その一定期間はやっぱりきちとした支援もしながら見ていく、それで自主防災組織の地域の力もさらに引き上げていくということにつながるような事業にやっぱりつなげてほしいと思います。

とにかく17本中10本っていうのは幾ら何でも異常です。そのことだけ言っときます。それを急速に進めてほしい。だからさっき町長も言われましたように、6年とか8年が耐用年数なら、6年から8年なら8年のサイクルで点検していけるような体制だけはやっぱりとってほしいと思ってます。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 各地区の消火栓での初期消火に使用する器具につきましては区の管理でございます。区の管理で、当初、年初めの区長会議で消防長のほうから点検をお願いしております。それにおきまして、区では、点検日を設けている区と、そして自主防災の訓練に合わせていただいている区がございます。そのような観点からおきまして、消防署としましては、区の区長さんに今後どういような形で整備をしていったらいいかというようご提案をするような機会



を持ちまして、今後、消防署としても対応していきたいと考えております。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○9番（金元直栄君） これは恥ずかしいんですが、うちの火事のとくに破裂、ホースというのは見る見る穴がでかくなって、ばーっと噴き上がるというのはよくわかったんですが、綿のホースです。少なくとも、綿のホースはそんなのが見つかったらすぐに取りかえなあかんよとかという、緊急性のあるのはまず進めるように。化繊でできたホースも破裂してるというのがありましたから、それも進めなきゃいけないのですが、とりあえず目で見てすぐわかるようなところについてはすぐにかえるような支援、援助もというか、アドバイスもして行ってほしいと思います。

○議長（齋藤則男君） 消防長。

○消防長（朝日光彦君） 先ほどございました17本中10本、そういうようなホースがある区におきましては、麻ホース、綿ホースありますので、そういうようなことをしっかりとこちら消防署としても把握しましてまた対応していきたいと考えております。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終了いたします。

次に、自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第44号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算に

ついて～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第2、議案第44号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、議案第44号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第45号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第3、議案第45号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第45号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより、議案第45号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(齋藤則男君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時54分 休憩)

---

(午前11時05分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第4 議案第46号 永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第4、議案第46号、永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。補足説明があればこれを許可します。

補足説明はない。——はい。

これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) ないようですから、これで議案第46号、永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時05分 休憩)

---

(午前11時06分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件については第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付することに決定いたしました。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

それでは、これより議案第46号、永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより、議案第46号、永平寺町松岡B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(齋藤則男君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第47号 こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第5、議案第47号、こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継についてを議題とします。

これより第1審議を行います。補足説明があればこれを許可します。

補足説明はありませんか。——はい。

これより質疑を許可します。

質疑ありませんか。

金元議員。

○9番(金元直栄君) 47号の議案書の127ページ、財産処分及び事務の承継に関する協議書ということですが、この中の譲渡する機械及び装置ですが、資料に示されています、いわゆる固定資産の一覧表は、残存簿価2億7,268万2,

000円になっています。ただ、一応無償譲渡する部分と残す部分があるんじゃないかと思うんですね。実際、無償譲渡する残存簿価は幾らになるのかを一つと。

2つ目は、議決案件に入ってるので、128ページのCATV事業の移譲に関する基本協定書ですね。これについては、私もこしの国の議員として、この協定書の中に事業の目的、これをやっぱり、引き続き目的を達成するように運営してほしいということで入れてほしいということで、これは入れていただきました。

ただ、それ以後、私、率直に気がついたのは、こしの国の事務組合の議会が30年の3月31日に解散するということが言われているわけですが、ただ、この第4条に、丁への事業負担金の総額は2億6,125万2,000円、この額を超えないものとするということであるんですが、いつまでに支払うのかをきちっと明記してないんじゃないかということのをこれまでも質問しました。年度内に支払うという話もあったんですが、実はそうならないんじゃないかという話も実際出ていたこともあって、それは本来、こういう協定書の中に金額が入るということは、いつまでに支払うというのを明記すべきではないか。もう金額が半端でないですから、大きいだけにそういう明記が必要なんじゃないか。それが一つ、この部分ではね。

2つ目の問題は、いつまでに支払うかというこの2億6,000万ですが、事業の、いわゆる工事発注して事業を進める、設備投資するその投資額が低くなった場合は、返還する金額も生じる場合があるという説明を受けています。となると、それをどこで受けるのか。そのチェックは誰がするのか。

普通、期限を定めずに、もしくは返ってくる金を管理する、いわゆる議会もないところでは、ひよっとするとチェックすることがない場合もあるんですね。これは行政の悪いしきたりでもあるんですが、これまでそういう中でひよっとすると二重帳簿とか裏金をつくることもあった場合に、これまでは以前いろんなところであったようです。そういうことにつながらないかという心配です。何でこんなことを言うかといいますと、私は気がついたときにそれができないようにする、きちっと遂行される、私は責任持ってやりますというのではなしに、それが客観的にできないような制度にするということが基本やと思ってます。

そういう意味でのチェックのあり方については率直にどうしていくのかも含めて、協定書と、いわゆる財産処分及び事務の承継に関する協議書について2つの質問といたしますが、よろしくお願いします。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、無償譲渡する部分の帳簿価格ということでございますが、以前、全協でもお示ししましたとおり4億7,268万2,951円、これは平成28年度の決算ベースでございます。

あと、基本協定書第4条の事業負担金の支払い期日につきましてですけれども、これにつきましては、協議書にもございますように、こしの国広域事務組合がケーブルテレビ事業を共同処理をするということで立ち上げた事務組合でございます。それが3月31日をもって解散するというので、こしの国広域事務組合そのものの目的がなくなるということで、こしの国広域事務組合議会でもお示しましたように年度内に支払いをするということで、第3条にも平成30年4月から事業を引き継ぎということがうたっておりますので、そういった意味からも年度内に支払うということ、あえて期日を記載するのではなくて、そういった形で協議書の中で読み取っていただくようということで、これにつきましては県の市町振興課あるいは総務省とも問い合わせをした結果、こういった協議書につきまして了解をいただいているということでございます。

あと、約2億6,100万の概算額につきまして返還が生じた場合ということでございますけれども、それにつきましては、今回、こしの国ケーブルテレビが福井ケーブルテレビに譲渡するものについて議会の議決をお願いするものでございます。12月議会におきましてはそれ以外、譲渡しないものについて今後関係市町と協議しまして、どういった引き継ぎをするかということを決めまして、12月議会にお示しをさせていただくというようなスケジュールでございます。そのときにこしの国広域事務組合が今後解散した後のそういったチェックにつきましては、各市町の議会及び監査委員さんによる決算のチェックというような形になるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○9番（金元直栄君） いわゆる全員協議会に示された8月20日付の固定資産一覧表が譲渡するもので、譲渡しないものについてはここに入っていないという捉え方でよろしいんですね。4億7,268万2,000円の譲渡になるということでですね。

もうちょっとね、僕そういうのを聞いていて、本来は別紙の127ページのこの協議書の中に記入してなければ、提案理由の説明の中でその簿価はこれだけだすというのをきちっとやっぱり言うておく。その議決を求めるということですから、提案理由の説明の中でそれをきちっと入れるべきでなかったかなと思って

るんです。そうでないと、やみくもに議会で議決しろということになると思うんですね。ただ、単純に工程試算のいわゆる残存価格等については示されていますというだけの説明ではちょっと足らんのかなと言ってなかったように思うので、そのことはちょっと気になるところです。

ただ、2つ目の問題です。その年度内に払うという確認をきちっとここで、そういう説明でよろしいんですね。3月31日までには払い込まれてると。ただ、そのときに向こうの工事の内容によって余ったお金が出れば返却もあり得るという話ですが、その扱いなんかはどうなるんですかね。本来、そういう会計処理が終わって初めて、この議会の存続意義がなくなるのではないですか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） まず、協議書に記載の無償譲渡する財産の金額を記載すべきではないかというお話で、先ほどお話ししましたように、その金額というのは先ほどお話しした約4億7,200万の金額でございます。

あと、年度内に支払う返却の扱いはどうなるのかということでございますけれども、3月31日をもってこしの国が解散しますので、それ以後のいろいろな事務につきましては、先ほど言いました決算の承認ですとかそれ以後の支払い関係、債務の履行ですとか、いろいろな事務が残っているわけですが、それも先ほど言いました各市町、協議の上、各市町あるいは代表市町で事務を引き継ぐという中で、そういった金銭に関しましては、こしの国がもうなくなりますので、新たに精算といいますか、そういった形での口座を設けまして、そこで会計処理をしていながら決算をすると、進めていくという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○9番（金元直栄君） なお、いろいろ説明聞いて、僕はちょっとやっぱり腑に落ちるところがないわけではないです。

反対するわけではないんですが、こういう事由の問題、無償譲渡する金額も大きいです。会計の金の状況、金額の状況もかなり大きい。今回1億3,000万繰り入れすることで非常にさらに大きい金額になります。そういう扱い等、結構不透明なところもある。そんなことを考えると、やっぱり議会前回一致でというんかな、そういうことで進めていくのにはちょっと抵抗があるので、私、ちょっと退席して、採決のときには採決に加わらないようにしたいと思います。反対するものではありません。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午前11時19分 休憩）

---

（午前11時20分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

上田議員。

○8番（上田 誠君） 私もこしの国の議員をしているわけですが、今回のこの譲渡に関して反対をするものではないんですが、今後の加入者に対する対応について、当然こしの国議会では説明されてますが、本議会でも町民に向かってこういう対応をしますというのを、あれば、あればというか、しないとイケないと思いますので、それについて、その対応の仕方について意見を求めます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 今議会で提案しました議案について議決をいただいた後に基本協定書あるいは協議書の締結を行いまして、それをもって福井ケーブルテレビ株式会社と永平寺町、こしの国あるいはそれぞれ福井市、各市町におきまして地元説明会を開催する予定をしております。今の予定では10月中旬ぐらいから地元説明会に入りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ただ、その地元説明会の内容につきましては、こしの国議会でもちょっと話してましたが、ぜひともその内容を明確にしながら、またそれぞれの地区の地元説明会に入る日程等について、また事前のその内容はこうでいいかというのを、ぜひとも区長であるとか、ある面では関係者に明示しながら十分なる対応をお願いしたいのが1点。

それから、当然解散した後はどこが責任を持ってそれを見届けるかというのがあります。そういう面で、その後の事務継承等、それぞれの市町または代表の市町がする形だろうと思うんですけども、ぜひとも、そのトラブルも含めて福井ケーブルテレビと加入者だけに任すんじゃなくて、やはりこのケーブルテレビをある面では仕切ってきたそれぞれの市町の行政も責任を持って対応するというのをぜひお願ひしたいと思います。それを宣言というか、していただいて、要は2



つの当事者と、ケーブルテレビだけに任すんじゃないということをぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 説明会の日程等につきましてはチラシ、広報等で周知をさせていただきたいと思います。

解散後の承継につきましても関係市と町、あるいは組合、福井ケーブルテレビと十分協議していきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） だからその責任の所在をケーブルテレビと、要は加入者の間だけじゃなくて、町もそういうトラブルが発生した場合にはぜひともそこらあたりの仲介も含めて対応できる、するんだということをぜひお願いしたいということです。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 当然構成市町ですので、そういった対応をしていきたいと思います。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今ほど約2億6,100万の事業費負担をするということですが、その減額される場合というのは具体的にどういった場合かということと、それと、減額されて返還金が発生するわけですが、それは福井市と関係自治体に返還されるんだろうと思いますが、その返還の仕方、割合とか、どういうふうな基準で返還されるのでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 減額の場合でございますけれども、今後、福井ケーブルテレビが工事を発注しまして、その発注する中で減額の変更、設備ですとか機器等の入札といったような形での減額の要素が出てくればということになると思います。

あと、その減額によって返還金が生じた場合の割合につきましては、それぞれ構成市町の負担割合、約7対3ですかね、その割合に応じて返還するような形になると思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 暫時休憩します。

(午前11時24分 休憩)

---

(午前11時25分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開いたします。

質疑がないようですから、これで議案第47号、こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継についての質疑を終わります。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、第3審議に付することに決定いたしました。

これより第3審議を行います。自由討議、討論を行い、採決します。

それでは、これより議案第47号、こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 討論なしと認めます。

これより、議案第47号、こしの国広域事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分及び事務の承継についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(齋藤則男君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第48号 町道の認定について～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第6、議案第48号、町道の認定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。補足説明があればこれを許可します。

これより質疑を許可します。

金元議員。

○9番（金元直栄君） 今回、いわゆる県道と平行の道路ではないということが明らかになってきました。本来、越坂の中部縦貫道のトンネルになった高規格道路の道路については、以前はバイパスの機能補償道路、いわゆるバイパスのトンネルとして掘られたわけです。当時から旧松岡ではもう1本トンネルを掘るとは言っていないが、永平寺、上志比ではこの中部縦貫道の機能補償として越坂道路の整備いわゆる京善原目線の整備ということで、もう1本トンネルを掘るという説明を上志比ではしてきました。

旧松岡では、トンネルを必ず掘るということは言っていなかった、その食い違いがあったんですが、ここにきてこれを町道に、いわゆる越坂に入る入り口の改良ということで、これはどうも町の説明では袋小路解消にも役立つというようなことを言われてるんですが、それは別の話やと思うんですが、機能補償道路そのものをそこで県の責任から切り離してしまう。そういうような状況で、一定改良して町に管理をとということになりそうですけれども、そういう方向でいくと、これは明らかにこれまでの県の説明とは一線超えてる。

もう1点。私は、いわゆる越坂地区の袋小路の解消については、やっぱり上のいうんですかね、町営住宅、高層の住宅のその辺から旧吉野地区へおりの道路を連結することが大事やと思ってます。それはこの入り口の改良だけでなしに、そこもきちっとやっぱり。もし震災なんかがあったときに家が倒壊したのでは道1本では入ってこれない。あの向こうへ抜ける道をどこかで、今からまた協議して整備していくことも大事なんではないかと思ってます。それが袋小路の解消だと思ってますね。

そのことを思うと、やっぱり県の責任できちっと、この越坂の、いわゆる京善原目線の整備はしていただく、もしくは町道としてしまうという方向性を聞くなれば、僕は県の責任から離して、その部分、交差点の家がなくなったところ、60メートルと言いましたっけ、その区間を町が買収して道路整備したほうが、将来にわたって越坂の道は道路として県の責任で整備していくんではないか、そういう道を残すべきではないかと思っています。その辺いかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 今ほどの件に関してですけれども、まず中部縦貫関係で

申しますと、現時点では国交省のほうも4車線化なり有料化なりする予定はないという回答をいただいております。それで、今後、現在の県道の機能が損なわれるような内容の計画がもし具体化したとして、それはその時点での最良の機能補償案といたしますか、代替案が協議されるべきであって、これまでもそのように機能補償ということは協議されてきたと認識しております。

今、計画がない段階で今はちょっと申し上げにくいんですけども、そういう計画が持ち上がった中で、例えば再度県道に格上げであるとか、そのようなことも含めまして、国、県、町の3者で話し合っていく必要があるなというふうに考えております。

それと、吉野のほうへおける道路ということですけども、それにつきましては6月の一般質問でもございましたけれども、あくまで越坂としては、あの集会所付近といたしますか、あちらでの新しい道路を要望してきております。それに関しましては、やはり現場的な条件で断念したというふうなことがございます。

もう一つ、町の施工ということですけども、これは私の記憶ですと、県が町道を施工するという代行業業というものは聞いたことあるし実際町内でもあったかと思うんですが、その逆は、ちょっと私の中で記憶にございません。実際、この件に関する県との協議の中でもそのような選択肢は出ておりませんでした。

ということで、町の改良部分でもし何かあった場合とかの道路管理上の問題で県がそのような手法を承認するといえますか、というところはちょっと不明であります。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 金元君。

○9番（金元直栄君） ちょっと今よくわからなかったんですが、片側2車線化いわゆる4車線化、中部縦貫道のトンネルをもう1本掘る、この話ですけど、県、国の説明では、たしか1日に1万2,000台以上通ったら片側2車線化するという話ではなかったんですか。無料やで1万3,000台通ってもしないんですか。たしかこの間、通行調査報告が新聞にも出たのではないかと思うんですね。だから何かわからんですけど、言ってる端から、これはもう言った覚えがないとかそんなの約束した覚えがない、文書で残ってるんかというふうな話になってきてないかな。機能補償道路は少なくとも京善原目線を改良するという話でしたから、そこまではやっぱり県がきちっとやってもらう必要があるんでないか。ただ、越坂のいわゆる入り口の交差点の改良だけでごまかしてしまうというのは、それは

幾ら何でも町が譲歩し過ぎじゃないかなと思うんですね。それと、町が買収してそれを広げるということが全然なかったかという、そうではなかった、何か昔あったように思うんですが、そんなことは本当にはないんですかね。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） その1万2,000台というあれは、私ちょっと今初めて聞いたんですけれども、現時点では4車化の予定はないというふうに国交省のほうは言っております。

それともう一つ、上のほうで吉野へ行く道路ということですかね。2点目は。

○9番（金元直栄君） いやいや。実は、今は県道でなくなってますけど、観音町から、いわゆる昔の観音さんに抜ける旧道の観音町の駅を北側へ行った角なんかは、あれ県道ですけれども、やっぱり車が曲がるのが大変だというんで、町が買収して、町が拡幅して県道を通行しやすいようにしてきたというのがありましたよね。そういうこともやってきたはずですよ。だから町は交通の非常に厳しい難所を解消するためにはそういう手法もこれまで使ってきたと。そこだけではなかったように僕は思ってるんですが、そんなことも考えてもいいんじゃないか。そのほうが安つくんでないか。将来にわたってやっぱり県にきちっと機能補償道路を整備してもらおうという最も責任ある態度を保ってもらおうというんですかね、ためには県道のままのほうがいいんじゃないか。

それと、袋小路解消の問題で言うと、越坂の上のほうで道は、これはやっぱり今は断念したって言いますが、それはいろんな地区等の関係もあったんですが、それ以来もう随分たっていますので、そういう意味では継続的にそういう話はやっぱりしていく必要があるんじゃないか。それが2つ目。

3つ目は、さっき言いましたけど、本当に1万2,000台超したら4車線化すると言ったんで、その辺はどこに責任があるんですかね。それは言ったけどその責任はないよというんでは最初からバイパスやったのを高規格道路にしてしまったところから問題が出てくるんで、その辺はどう見ても何か腑に落ちんですし、どさくさに紛れて、返還したときには機能補償道路はきちっと整備しますという約束でなくなってるというのが、どこかで消えてしまってる。その辺いかがですかね。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 機能補償ということにつきましては、ちょっと先ほども県のほうと話ししたんですけれども、県も町道になったから知らないというスタ

ンスではなしに、ちょっと先ほどの繰り返しになりますけれども、県道への再格上げも含めて、その時期が来たら考えるというふうなことを言っております。

あと、越坂から別ルートの話ですけれども、地区からの要望はあくまで違う場所、その下の現場的に無理な場所でした。それで、これ協議続けると申されましても、この時期的なもの、あそこが今更地であるからこのような改良可能という状況になっておるわけですけれども、もしあの地面が更地でなくなってしまうときにはもう改良そのものを断念しなければならなくなると私は思っております。ですので、これははっきり言って今年度中にこちらのスタンスを決める必要があるということで、私はこれは町道にもし移管されるという条件的なものがつきましてもあの工事を実現するべきであるというふうに決意しましてこのような議案を提出したわけでございます。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 私のほうからも、ちょっと金元議員と重複する部分があるかもしれませんが、質問させていただきます。

冒頭、あそこの越坂団地の入り口の解消について何ら反対するものでないですし、どんどんやってもらわな困ると。それは議員も含め、町民の方も含め、それは100人聞けば100人がしてほしいというのが当たり前であって、それについて何も反対するものではないし、ある面ではぜひやってほしいという立場です。

しかしながら、先ほどの話も出てましたが、ご存じかと思いますが、今の中部縦貫道のトンネル、あれは今ほど説明もありましたように、その奥越というか、奥へ行くための、ある面ではバイパス、機能補償道路ということであそこのトンネルを掘りますよというのが一番最初の話でした。それはその機能を補償するとともに、また越坂も含めて、416のあれの解消も含めて、そのためにトンネルを掘る、そういう話で土地買収、またはその地域の方々も賛成に言ってぜひやってほしいという話が進んだわけです。それは当然永平寺側、松岡側にも説明がありました。

そしてそこがいつの間にか、途中からですが、高規格道路に格上げの話が出たわけです。高規格道路となりますと歩行者も通れないし、例えば自転車でも通れない。そして125cc以下のバイク等も通れない。だったらどうするんだという話が出た。また高規格道路になったら、料金的で無料で通れるのが料金取られるんじゃないかという話も出ました。その中で、今ほど金元議員からあったように、ある一定の交通量またはそういうのになったときには、今の高規格のために

できたその機能としての補償をするために新たに3本目の、またはその高規格以外のトンネル、それを掘って補償しようという話になりました。美山町の羽生街道を見てください。あそこは当初、今はきれいに人も通れますし車も通れますし自転車も通れる規格道路になっています。それと同じようなことが本来は永平寺のあそこにつく予定だったんです。それで皆さん、いいねという話だったのが、今はこういう形になりました。

それならば、先ほどの町道に格下げということになると、県がそれに対して補償しなくなる。要は、今までの機能補償道路としての、ある面では役目をやらないよと言ってるのと全く同じだというふうに私は認識します。だから、そういう観点からいくと、今ほどの越坂の地点の改良とその町道認定というものは全く別のもの、それを一緒くたに採決するということが自体が問題があるというふうに私は思います。そういう点から考えて、町道認定の問題と、今の機能補償道路またはその役割、県が持つ役割とか住民の今までの既存権も含めてその対応の仕方をその改良と結びつけてしまうということは、県もおかしいですし、町もおかしいというふうに思います。

その解決策としては、今ほど金元議員が言ったように、その地面を町が購入して対応するということが、行く行くは、ある面では経済的にもいろんな面でいいと。あくまでも県のその昔から、江戸時代、もっと前からある越坂、京善原目線を町道にしてしまうということに関してはいかななものかなというふうに思うわけですが、その観点からいってどのように、町の町道の認定に対するお考えを聞きたいと思います。

○議長（齋藤則男君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、当時のいろいろな、この中部縦貫自動車道、あのトンネル、お話あって、永平寺地区と松岡地区とでも話が違ってたということも、説明された内容も違ってたということも聞いております。

そういったことを、やはりこれからしっかりと進めて、なぜ変わったか、これからどうなるか、ずっとその変わったことではなしに、また新たな計画があると思いますし、中部縦貫道もあと6年ですか、白鳥までつなげるという計画もあります。そういった点からもしていかなければいけないのもう一つ、それはマクロ的な考え、もう一つはミクロ的な考えで、越坂、今はちょっと世帯数はわかりませんが、1丁目、2丁目町営住宅、本当にそこに住まわれている方がもう何十年も前から、もし地震が来たときにここが、あそこの入り口のところに車が1台

立ち往生してしまったら逃げられない。そういった中でずっと長年、あそこをどうするかというのが懸案でしたし、また議会と語ろう会、議員の皆さんからもそれを訴えてこられました。ようやくあそこの地面が少し出てきたということで、ずっと県に要望してきた中で、県がそういったことなら進めようという話で、今回、こういった話になりました。

ただ、県もここをすることによって越坂の、越坂峠ですか、ここを町道にお願いできないかというお話もありました。その中で、今建設課長言いましたとおり、もしあそこでそういった機能を持たせるという場合は県道への格上げもという話までさせていただいております。この機会を、せっかく今まで頑張ってきて、やっと光を見せてこの機会をしっかりとすることによって越坂地区の安心、安全を守る、住んでいる人の安心、安全を守るという観点からいろいろ協議している中で、じゃ、ここは町道で認定をお願いできないかというお話もいただきましたし、また町道になるときはしっかりと整備もしてお渡ししますと。また、そういったバイパス機能を持たせるときには県道への格上げというのもまた話をしているところですので、どうかご理解をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（齋藤則男君） 上田君。

○8番（上田 誠君） 先ほども冒頭も言いましたように、その拡張するということに関しては何ら異存もないし、ある面ではそういう条件が整ったときには、町のほうは住民の安全を確保するため、または生命の安全を確保するためもありますが、県としても同じような立場であると私は思います。何も、町が責任を持って県は持たないというわけじゃないと思います。そういう面から考えると、県があくまでもするということが大前提のはずで、それを交換条件みたいな形で町道にするということに関しては、県のその真意というか、そのやり方について疑問を呈すものですが、そういう面があります。ですから、そういう面は、あくまでも今現在そういう条件が整ったならば、極論ですが、町の費用を使ってもある面ではそれを、例えば県にやってもらった中でそれを町がその負担をするということはやぶさかもないし、そういうことに関しては何ら問題はないと私は思っています。そういうことに関して議会に提出すれば議会はそれに対して全員が、私の考えでは全員がそれについて反対する者は一人もいないというふうに考えています。そういう点から、これを一緒くたにすること自体がおかしいということが1点です。

それと、今ほどありましたように、県道に格上げするという話があるのであれば、当然のように、前回、今までの説明したように、いろんな形でその条件が



変わってきた、それは世の中が変われば条件が変わるという言い方をされるかも知れませんが、もしもそういう確約を課長を含めて持っているのであれば、当然のことにその確約を県に求めるべきだというふうには思います、そういう面も含めていかがでしょうか。

○議長（齋藤則男君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） まず、県が施工をするという、それが一番いいのは当然のことではありますが、今、県事業を町内のあちらこちらで手をつけていただいている中で、どうしてもあの交通量を見たときに、あそこは後回しと言うとあれですけど、優先順位が低いというふうに見られておりました結果が今のような状況になっているというふうには私は思っております。

あと、町の施工ということにつきましては、ちょっと先ほど申しましたように……。

○8番（上田 誠君） 県が施工して町がお金払って

○建設課長（多田和憲君） それは通常の道路事業の分担金というので支払っております。

○8番（上田 誠君） だからそうやれんのかってこと。

○建設課長（多田和憲君） それは通常、どこの、どこのって言ってもあれですけども、通常行っている手法ですので、それを支払ったからといって優先順位が上がるということではないと理解しております。

○8番（上田 誠君） 2点目、要は確約がとれるかとれないか……。

○建設課長（多田和憲君） 確約ですけれども、県への県道への再格上げというのはあくまで私と福井土木の担当者の中で、今、それについて県の全体的な同意が、合意が得られてるというわけではございません。例えば確約されたとしても、将来そのような問題が起こったときにもっといい方法があるかもしれないというふうにも考えられますので、今この時点で、私、確約をとるということは余り……。確約とれなかったら諦めますか。私、確約とは言ってません。もし確約がどうしても必要ならばまた時間かけますけれども。

○議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午前11時52分 休憩）

---

（午前11時53分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

町道の認定について、再度回答を求めます。

河合町長。

- 町長（河合永充君） 先ほど県への確認について、建設課長と私でちょっと食い違いがございました。やはり当時の機能補償の件、またいろいろないきさつの件もございまして、県にしっかりと話をさせていただきたいと思います。

もう一度、その機能補償の当時の約束、位置づけ、どのような状況になったときにその機能の道路が補償されるか、そういったことをしっかりと確認した中でまた皆様のもとにご報告をさせていただいてご審議いただければと思いますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

- 議長（齋藤則男君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 53 分 休憩）

---

（午後 1 時 00 分 再開）

- 議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま町道の認定についての質疑の途中ですが、質疑はこの程度にとどめ、後日改めて審議をすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

～日程第7 陳情第4号 教員の働き方の改善に関する意見書採択について～

- 議長（齋藤則男君） よって、町道の認定についてはこの程度にとどめ、次に、日程第7、陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を議題とします。

本件は、去る平成29年9月4日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

江守君。

- 総務産業建設常任委員長（江守 勲君） 陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての委員長報告をさせていただきます。

本件は、地方財政の安定的な行政運営を実現するため、地方交付税額の拡大等に向けての陳情となっているため、総務産業建設常任委員会においては全員賛成で採択といたしましたので、妥当なご決議をよろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤則男君） これより委員長の報告に対し質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。  
自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論に入ります。  
討論ありませんか。

討論なしと認めます。

陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択です。では、本件を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。  
よって、本件は採択することに決定しました。  
暫時休憩します。

（午後 1時08分 休憩）

---

（午後 1時09分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。  
お諮りいたします。

ただいま江守君外4名から、発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件が提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。  
よって、本件を日程に追加し、追加日程第1とし直ちに議題とすること決定しました。

～追加日程第1

発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出につ

いて～

○議長（齋藤則男君） 追加日程第1、発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（川上昇司君） 朗読します。

発議第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成29年9月12日

永平寺町議会議長 齋藤則男様

提出者	永平寺町議会議員	江守 勲
賛成者	〃	朝井 征一郎
〃	〃	滝波 登喜男
〃	〃	上坂 久則
〃	〃	川治 孝行

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中で、医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもた

らすことは明らかです。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要であり、政府に以下の事項の実現を求めます。

#### 記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いがあることから、このような状況を十分勘案し検討すること。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。  
同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振替えること。
7. 地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き

上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年 月 日

福井県吉田郡永平寺町議会

提出先

安倍晋三内閣総理大臣、菅 義偉内閣官房長官、野田聖子総務大臣、  
麻生太郎財務大臣、世耕弘成経済産業大臣、  
梶山弘志内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当）、  
茂木敏充内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 提案理由の説明を求めます。

6番、江守君。

○総務産業建設常任委員長（江守 勲君） 発議第1号の提案理由を申し上げます。

ただいま陳情第3号が採択され、事務局より皆さんのお手元に意見書を提出させていただきます。

本意見書を政府機関に提出させていただくに当たりまして、総務産業建設常任委員会におきまして十分な論議をさせていただきました。

皆様におかれましては、妥当なご決議をよろしく願いたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 討論なしと認めます。

採決します。

発議第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を原案

のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 1時17分 休憩)

---

(午後 1時17分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして、本日の日程は全て議了しました。本日は、これをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日9月13日から9月19日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、明日9月13日から9月19日までを休会とします。

9月20日は9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひします。

なお、休会中の14日に決算認定に係る現地視察を行いますので、よろしくお願ひをします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 1時18分 散会)